

回 覧 令和6年7月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します ◆町学校給食会のパート職員を募集します
〈お知らせ〉	2	◆ごみ減量化講習会を開催します ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
	3	◆家内労働(内職)情報をお知らせします ◆「みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
	4	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
〈保健と福祉〉 (一般)	5	◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います ◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします
〈保健と福祉〉 (高齢者)	6	◆敬老祝い金を支給します



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

令和6年4月～6月の本町の状況
一般:662件
16,068,000円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

ふるさと納税推進室

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈農林畜産業関連〉	6	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉	7	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	8	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録は
こちらから



町公式サイトは
こちらから

◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します

「傾聴」とは、相手の話を否定することなく、きちんと受け止め聴く「話の聴き方」の技術です。

仕事、家庭や友人関係などあらゆる場面で活用でき、「傾聴」を実践することで、コミュニケーションを円滑にし、豊かな人間関係を築いていくことができます。

相談を受けることが多い、コミュニケーションに自信がないなど、興味のある人はぜひご参加ください。

■日 程 =

次の日程で、講義・実践などを行いながら、傾聴のポイントを学びます。

	日 付	内 容	時 間
1回目	9月13日(金)	傾聴基礎講座	午後1時30分 ～3時
2回目	9月13日(金)	傾聴の理解と実践など	午後3時10分 ～4時40分
※適宜休憩・換気を行います。			
3回目	10月4日(金)	傾聴実践(ステップアップ)講座	午後1時30分 ～4時30分

※全過程(1回目～3回目)受講者には修了書を発行します。

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」大会議室

■受 講 料 = 無料

■参加資格 = 誰でも受講可能

■申込締切 = 8月26日(月)



★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9061(直通)

または、町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999 をお願いします。

◆町学校給食会のパート職員を募集します

町学校給食会では、町立学校給食センターで働く人を募集しています。希望する人は町立学校給食センターまでお問い合わせください。



■仕事内容 =

○調理の下処理業務：野菜を洗う、皮むきなど

○片付け業務：食器(食器洗い機使用)・食缶、調理器具などの洗浄

○洗濯業務：作業白衣の洗濯・乾燥

○物資受け取りおよび調理にかかる業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時15分～午後4時 (休憩:午後0時15分～1時) 月に14日以内(学校の長期休業中は休み)
休 暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日 学校の長期休業中(春休み、夏休み、冬休み) 有給休暇 年間5日(条件あり)
募集人員	1名
給 与	時給 897円 (各種手当・賞与なし)
雇用期間	8月26日～令和7年3月31日(雇用保険・労災保険あり) ※契約を更新する場合があります。契約の更新は契約期間満了時の業務量・勤務成績・態度および能力により判断します。

■応募方法 =

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いません。

町立学校給食センターまで、履歴書(市販のもの)を提出してください。

■選考方法 =

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、

町学校給食会(町立学校給食センター) ☎:52-4610 をお願いします。

◆ごみ減量化講習会を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。誰でも申し込むことができます。



生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開催日	9月5日(木)
時間	午前10時～11時30分
場所	町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」、「屋外用のコンポスト容器や室内用のボカシ容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込み方法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込期限	8月13日(火) ※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、筆記用具をご持参ください。



★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境水道課 環境保全係までお申し込みください。



■申し込み要件 =

次の①～⑤を全て満たすこと。

- ①町内に住民票があり、現在も住んでいること。
- ②町が実施する「ごみ減量化講習会」(前の記事参照)を受講すること。
- ③生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
- ④コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
- ⑤生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること。

■申し込み方法 =

環境水道課 環境保全係の窓口(2階 ④番)で、「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入し、窓口でお申し込みください。

■生ごみ処理容器 =

【屋外用】コンポスト容器(1個)

【屋内用】ボカシ容器(2個以内) のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器10個程度・ボカシ容器10個程度です。

コンポスト容器
高さ:約670mm
最大直径:約650mm



ボカシ容器
高さ:約420mm
縦・横:約300mm



★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年6月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時

をお願いします。詳しい情報は、宮崎 内職 で 検索 してください。



◆「みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します

久しぶりに朝市を開催します。新規の出店者さんや朝市でしか買えない限定商品など、みんなで楽しめるイベントを企画中です！！朝市会場でのんびりと朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

期 日	7月28日(日) ※雨天でも実施します(荒天中止) 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前9時30分～午後0時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 (JR三股駅東隣)

■今回の出店者一覧(順不同)＝

・中村食肉(炭火焼)	・しも農園(みまたんごま)	・柿の葉すし(柿の葉すし)
・タカヒラ(海産物)	・花処 佑(生花)	・松崎刃物(包丁)
・桜結(お弁当)	・商工会女性部(焼きそば)	・がんばっど山王原(小物)
・西村(木工)	・美香園(ハーブ)	・お持ち帰り処すがや(たこ焼き)
・工房よしむら(ポップコーン)		

※予告なく変更になる場合があります。

■今後の朝市開催予定一覧＝

11月24日(日)、12月22日(日)、令和7年1月26日(日)(パノラマまらそん)、
3月23日(日)

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。

ご協力をお願いします。

※新規出店者(出店料1000円)も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館
よかもんやのInstagramまたは店頭でご確認ください。

★お問い合わせは、

町物産館よかもんや ☎:52-3131 をお願いします。



よかもんや
Instagram



◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（設置する前に、申請が必要です）

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額（ただし、制限運転者は3分の2以内の額）とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)は、7月31日(水)で有効期限が切れ、8月1日(木)以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係に返却するか、各自の責任で処分してください。

■注意事項 =

新しい保険証の有効期限は、原則「令和7年7月31日」ですが、次のいずれかに該当する人は有効期限が異なります。

○次の更新までに75歳になる人：75歳の誕生日の前日

○次の更新までに70歳になる人：70歳の誕生月の月末

(誕生日が1日の人は、誕生日の前日)

○本町に住民票がない大学生・専門学校生など：令和7年3月31日

令和7年4月上旬頃に改めて手続きが必要になります。

詳しくは世帯主へ文書で案内します。

また、保険証は個別に発送しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。

○保険税の滞納世帯：保険証は郵送しません。

7月下旬に、町民保健課 国保年金係で切り替えを行います。

詳しくは対象世帯へ文書で案内します。



★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)
をお願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします



※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」)とは
入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」(以下「上限額」)となる黄色いカードです。年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。
※限度額認定証の発行は8月1日(木)から行います。

国民健康保険加入者で、現在持っている「限度額認定証」は有効期限が7月31日(水)までとなっています。入院予定の人は限度額認定証が必要になります。限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなりますので、入院予定月の末日までに、町民保健課 国保年金係で手続きをしてください。

マイナンバーカードの保険証(マイナ保険証)を利用すれば、限度額認定証の事前申請は不要になります。

ただし、長期入院の認定を受ける場合は、町役場窓口での手続きが必要です。

■申請に必要なもの = ○国民健康保険被保険者証(新しい保険証)
○窓口に来る人の運転免許証などの身分証明証

■適用例 = 入院日8月8日→ 申請日8月28日→ 適用日8月1日
入院日8月8日→ 申請日9月 6日→ 適用日9月1日

■注意事項 =

○令和5年中の収入について、申告をしていない被保険者(未申告者)がいる世帯は、上限額が一番負担の大きな区分になります。

○保険税滞納世帯には交付できません。

○過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります(ただし、70歳以上非課税世帯は多数該当がありません)。

○現在、長期入院(過去1年間に90日以上入院)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますのでご注意ください。

○古い限度額認定証は町民保健課 国保年金係へ返却するか、各自の責任において処分してください。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

対象者には、通知をします。次の支給年齢の人で通知が来ない人はお問い合わせください。

支 給 年 齢	祝金年額
満88歳 昭和10年7月2日～昭和11年7月1日が誕生日の人	1万円
満100歳 大正12年7月2日～大正13年7月1日が誕生日の人	2万円
最高齢	3万円

対象年齢は、令和5年7月2日～令和6年7月1日までの期間の満年齢です。

※基準日：7月1日



★お問い合わせは、
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

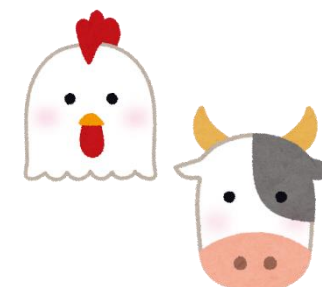
《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月5日(月)	8月19日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	8月6日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	くわはた みよこ、いなどめ ゆみこ 栞畑 実余子、稲留 由美子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 8月8日(木) 【都城市】 8月23日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月21日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

